

おもてなし

みやづ経済ダイジェスト (No.43) のご報告 (抜粋版)

宮津商工会議所では、小規模事業者の皆様の事業活動支援の一環として、市内5業種110社の小規模事業者等を対象とした景況並びに経済動向等の調査を四半期毎に実施し、集計分析を行っております。

令和2年3月～6月期の調査結果がまとまりましたのでご報告させていただきます。

【調査期間】 令和2年3月～6月

【調査方法】 建設業・小売業・卸売業・製造業・観光サービス業の小規模事業者を中心に110社にアンケート調査への回答をお願いした。(回答企業数85社、回収率77.3%)

○ 問1 今期の貴社の状況は、昨年と同じ時期と比較してどうですか。また、今後の見通しはどうですか。

全体		かなり	やや	不変	やや	かなり	
売上額	増加	1	11	8	28	37	減少
収益	増加	1	10	12	27	35	減少
仕入原価	低下	4	8	49	24	0	上昇
資金繰り	好転	0	6	44	25	10	悪化
借入状況	減少	1	2	44	21	17	増加
設備投資	増加	3	19	52	5	6	減少
今後の売上見込	増加	0	13	11	29	32	減少

○ 問2 今後、新型コロナウイルス感染症により、どのような影響が見込まれますか。(複数回答可)

	建設業	小売業	卸売業	製造業	観光サービス業	合計	(回答割合)
① 売上の減少	15	15	13	13	15	71	83.5%
② 資金繰りの悪化	2	4	8	6	10	30	35.3%
③ 商品、原材料等の調達	3	5	2	2	1	13	15.3%
④ 雇用の調整	1	0	5	3	5	14	16.5%
⑤ 感染対策等のコスト増加	6	4	5	3	12	30	35.3%
⑥ その他	1	0	3	0	2	6	7.1%

○ 問3 今後、求められる施策や支援策について教えてください。(複数回答可)

	建設業	小売業	卸売業	製造業	観光サービス業	合計	(回答割合)
① 金融支援	3	2	6	2	4	17	20.0%
② 国、府、市等の給付金	8	6	8	9	12	43	50.6%
③ 税の減免	9	7	8	4	13	41	48.2%
④ 雇用対策	4	0	3	2	6	15	17.6%
⑤ 感染症対策	6	5	7	6	7	31	36.5%
⑥ 補助金・助成金	8	9	10	8	11	46	54.1%
⑦ その他	4	0	2	1	2	9	10.6%

※ 詳しくは当所HP (<https://miyazu-cci.or.jp/keikyo>) をご覧ください。

※ ご協力頂きました事業所様、ありがとうございました。

要望活動のご報告

■ 京都府知事と京都府商工会議所連合会との懇談会 【8月17日(月) 於 ホテルグランヴィア京都】

西脇隆俊京都府知事と京都府商工会議所連合会の懇談会が開催され、宮津商工会議所からは今井会頭と山口専務理事が出席し、中小・小規模事業者への支援策などについて以下のとおり要望しました。



1 中小・小規模事業者への支援継続・拡充について

(1) 京都府の融資・補助制度等の継続実施について

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、影響の長期化も予想される中、引き続き、京都府の融資・補助制度等の継続実施を要望しました。

(2) 京都府休業要請対象事業者支援給付金の拡充について

京都府において、休業要請等を行われた場合、事業者が安心して休業等を行えるよう、支援給付金の拡充（支給要件の緩和・支援給付額の引上げ）について要望しました。

(3) 国の持続化給付金の拡充について

影響長期化の状況を鑑み、持続化給付金の拡充（対象事業者の拡充、売上減少要件の緩和・規模に応じた給付額上限の引上げ・支給回数の拡充など）について国への働きかけを要望しました。

(4) 国の雇用調整助成金の緊急対応期間の更なる延長について

雇用の維持を図るため雇用調整助成金の緊急対応期間について、9月末まで延長されていますが、影響の長期化も予想される中、緊急対応期間を更に10月以降も延長するよう国への働きかけを要望しました。

2 「京都縦貫自動車道の通行料金割引等の拡充」について（重点項目）

京都縦貫自動車道の利用促進を図るため丹波ICから宮津天橋立ICの通行料金の休日30%割引（8月～10月）が実施されていますが、当地の6月の観光入込客数の状況は、休日で対前年同期比50%減、平日は80%減となっており、特に平日の観光入込客が激減している状況であることから、北部地域の観光需要の回復を図るため通行料金の割引を休日から全日に拡充いただくとともに、料金割引率の引上げ及び割引期間について、カニシーズン終了までの期間延長を要望しました。

3 コロナ禍における「高校生の地元就職支援事業の創設」について

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、企業経営が悪化する中、高校生の就職内定が厳しいことが想定されます。府内高校生の就職支援を図るため、地元の高校生を地元の企業が採用した場合の支援制度（高校生採用企業への雇用奨励金支給制度）の創設について要望しました。

4 ポストコロナ社会における「丹後歴史文化博物館」（仮称）の整備について

京都府立丹後郷土資料館のリニューアルにつきましては、平成28年度に丹後歴史文化博物館（仮称）基本計画が策定されましたが、事業が進捗していない状況であることから、昨年、早期の整備をお願いしたところであります。

本施設整備は、ポストコロナ社会における新しい観光に対応した「海の京都」の中核拠点施設として、地域経済の活性化に大きく寄与するものと考えており、早期の整備について要望しました。

■ 本田代議士 中島・森口府議会議員を囲む懇談会 【9月10日(木) 於 与謝野町商工会】

丹後地方商工団体連絡協議会主催の「本田代議士、中島・森口府議会議員を囲む懇談会」が9月10日に与謝野町商工会で開催され、当所から今井会頭・山本副会頭・谷口副会頭が出席しました。懇談会では、今井会頭から会員事業所が雇用調整助成金を活用し、雇用維持に努めていただいているが大変厳しい経営状況であり、事業主負担の社会保険料や雇用保険料の負担軽減を国に働きかけてほしいと要望されました。



経営相談体制強化事業 個別相談のご案内

宮津商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響による急激な経営の悪化、取引先や顧客、労使間のトラブル、新型コロナウイルス感染症の収束後の販路開拓など様々な経営課題を解決し、中小企業の皆様の経営を安定化していただくため、随時、専門家による「個別相談」を実施しております。是非、ご相談下さい。

- 1) 内 容 経営相談、労務相談、法律相談、知財相談
 (例：○新型コロナウイルス感染症の影響による経営の悪化 ○資金繰りの悪化
 ○取引先や仕入先とのトラブル ○休業による労務上の問題 ○補助金活用
 ○商標・著作権等の知的財産の活用やトラブル など)
 ※ いずれも1事業所1時間程度
- 2) 相談日時 ご希望される日時については専門家と調整させていただきます。
- 3) 場 所 原則、宮津商工会議所 ※来所頂けない事情の方はご相談ください。
- 4) 料 金 無 料【完全予約制】
- 5) 備 考 内容はすべて、秘密厳守といたします。
- 6) 申込方法 電話または申込書に記入の上、FAXでお申込みください。
- 7) お問い合わせ 宮津商工会議所 TEL **0772-22-5131** / FAX **0772-25-1690**

「売れる商品開発・販路拡大支援事業」参加事業者募集!

当所では、参加事業所の販路拡大を促進し、売上及び収益の拡大を図ることを目的に、「売れる商品開発・販路拡大支援事業」を実施します。

「アイデアを商品化したい。」「パッケージをリニューアルしたい。」「販路を開拓したい。」という方は、是非この機会にご参加ください。

★ 対 象：商品開発・改良及び販路開拓に取り組む事業者
 (飲食・テイクアウトメニューは除きます。)

★ 支 援 内 容：

- ① 専門家によるアドバイス (パッケージ開発、賞味期限検査、栄養成分表示、商談会のポイントなど)
- ② 開発・改良商品のPR支援 (チラシやホームページでの紹介、プレスリリースなど)
- ③ 商談会への出展支援 (京都市内で開催される商談会、地域内の個別商談会など)
- ④ 当所職員によるフォローアップ
 ※コロナウイルス感染拡大の影響により、支援内容や実施方法が変更となる場合があります。

★ スケジュール：10月 当所職員によるヒアリング
 11月～12月 商品開発・改良
 1月以降 お披露目・商談会の出展など

★ 参 加 費：無 料 ※商談会に係る経費については、一部ご負担いただきます。

★ 定 員：10事業所程度

★ 申 込 締 切：9月28日(月)

★ お問い合わせ：宮津商工会議所



こちらの制度も併せてご検討してはいかがでしょうか? ~ 宮津・天橋立産品づくり事業補助金のご案内 ~

- 【募 集 期 間】 令和2年10月7日(水) ~ 同年11月6日(金) ※ 予定
- 【補 助 率 ・ 上 限】 10分の10・上限10万円
- 【補助の対象となる経費】 試作品の製造、パッケージングの開発及び改良、新商品のPR、製造設備の導入経費等
- 【申請先・問合せ先】 中小企業等及び商店街団体、農林漁業者等
 宮津商工会議所 電話 **0772-22-5131** FAX **0772-25-1690** まで

ホットで、役立つ情報を、スピーディにお届けします。
 是非、メールアドレスをご登録ください。

宮津商工会議所 メールマガジン

昨今、国・府等による補助金制度や事業者向けの各種制度についての情報も多く、よりスピーディに情報をお届けする為、当所では、登録いただいた方にメールマガジンをお送りしております。

つきましては、登録を希望されます方は、事業所名・担当者名・連絡先電話番号をご記入の上、下記アドレスまでメールをお送りください。

◆ E-mail m-cci@kyo.or.jp

サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業） 「地域共通クーポン」取扱店舗登録開始のお知らせ

観光庁では新型コロナウイルス感染症の影響を受ける地域の観光需要を喚起する目的にGo To トラベル事業を実施していますが、**令和2年10月1日（木）以降**に開始する旅行を対象に地域共通クーポンを発行し、観光需要を強力に喚起し、地域経済を支援する取組みが実施されます。今回、これに先立ち地域共通クーポン券の取扱店登録が開始されましたので、登録を検討されている事業者の皆様は下記の公式ホームページをご覧ください。

1. 申請対象者：地域共通クーポン 取扱要領 2. (1) の参加条件を満たす者

※「サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）地域共通クーポン 取扱要領」参照。

https://biz.goto.jata-net.or.jp/common/formfiles/20200900_0000_couponguide.pdf

※飲食店の登録には、募集予定のGo To Eat の登録が必要になります。

2. 申請受付：令和2年9月8日（火）より随時、受付中です。

① 公式ホームページで申請：<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

② 郵送で申請：

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目24番14号

「Go To トラベル事業 地域共通クーポン取扱店舗登録事務局」宛て

★お問い合わせは

Go To トラベル事業コールセンター

ナビダイヤル：0570-017-345

IP 電話等：03-6747-3986

受付時間：10:00～19:00 年中無休



『マイナポイント』について

総務省が行う、新たなポイント還元制度として「マイナポイント」事業が9月から始まっています。

マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、そのサービスで、ご利用金額の25%分のポイント（お一人あたり上限5,000円）がもらえるのが「マイナポイント」のしくみです。

詳しくは、マイナポイントHPをご確認ください。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

宮津商工会議所青年部 新入会員募集中!!

あなたも青年部の一員となり、企業経営の勉強や会員との親睦を通して、情報交換や自己研鑽をはかり、事業所の発展とともに、一緒に宮津を盛り上げましょう!!



最近の活動
状況は、こちらを
チェック



入会や活動のお問い合わせ ☎22-5131(事務局：平岡)

宮津商工会議所女性会 新入会員募集中!!

宮津商工会議所女性会では、新入会員を募集しています。自己研鑽のための講演会・研修会、また会員同士の親睦を図るための様々な事業を実施しております。

入会ご希望の方は、商工会議所へご連絡ください。



令和元年9月 京都府北部4市商工会議所女性交流会（舞鶴引揚記念館）

(☎22-5131)

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索 TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。
共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

Be a Great Small, 中小機構